

鳥取城調査研究年報

第16号

2023.3

鳥取市教育委員会

鳥取城調査研究年報
第16号

例　言

1. 本年報は、令和4年度の史跡鳥取城跡附太閤ヶ平にかかる調査研究成果の報告書である。
2. 本書の編集は、坂田邦彦(鳥取市教育委員会文化財課文化財専門員)が担当した。

目　次

【報告1】

「鳥取城の蝶紋瓦」	坂田邦彦
はじめに	1
1. 蝶紋詳細	1
2. 蝶紋の変遷	13
おわりに	16

【報告2】

「寛延二年幕府国目付の来藩と鳥取城・米子城」	大嶋陽一
はじめに	1
一、寛延二年の国目付派遣	1
二、鳥取城の見分と問答	2
おわりに	2
【資料1】「御国目付日記草案」寛延二年(一七四九)二月十四日同月十二月二日迄(鳥取藩政資料643)	3
【資料2】「御国目付案寛延二巳年被來候節御両国之諸事尋并御答書抜也」(鳥取藩政資料647)	11

鳥取城の螺紋瓦

坂田邦彦

はじめに

鳥取城整備復元計画に伴う発掘調査調査は令和4年現在59次を数え、その間膨大な数の遺物が出土し、その大半を占めるのが、当時屋根に葺かれていた瓦である。出土瓦のうち軒丸瓦の文様をみると、揚羽螺紋の多さとバリエーションの多さが目に付く。範型を用いて造られた揚羽螺紋軒丸瓦は現在までに25型を確認しており、全形こそ不明ながら、これらとは別に数型存在することが分かっている。

揚羽螺紋は池田家の家紋として知られた存在ではあるが、同じ池田家の城である岡山城をみて、瓦への使用は、ある一時期に限られたもので、主体的に用いられた文様とは言い難い状況にあり、鳥取城との違いは明らかである。

慶長5年(1600)関ヶ原の戦い後、宮部氏に代わり6万石で入った池田長吉に始まる城郭及び城下の整備は、元和3年に姫路より入った池田光政の下、因幡・伯耆の32万石の中心として進み、寛永9年(1632)その光政との国替えで岡山より入った池田光仲の半世紀にわたる治世の間、絶え間なく続いていることからも造瓦の契機は常にあり、その中で螺紋が積極的に選択されて行つたと考えられる。

以前の検討¹で、17世紀の前半代にあっては必ずしも螺紋主体ではなく、ある程度の巴文も併せて使用されていたことが分かったものの、17世紀半ば頃まで建てられた、鳥取城山下ノ丸の最高所に位置する天球丸三層櫓に葺かれたとみられる瓦は巴文を含むも、螺紋主体となることがわかった。16世紀末の瓦使用開始後、巴文主体→巴文+螺紋併用→螺紋主体と変遷したとみられる。文政8年(1825)になり幕府より葵紋の使用が認められると一定の数は使用されるも、螺紋主体のまま幕末を迎える。

本来有れば、全種の瓦を比較したいところではあるが、紙面の都合上、本稿では螺紋のみを扱い、

その文様形態を概観し、変遷を明らかにしたい。

1. 螺紋詳細

以下にそれぞれの型について説明する。面径、文様区径に統く、軒丸・鳥衾・鬼とは同じ瓦当を有するもののうち、確認できた種類を記載し、最後の個数は第53次調査および2020年度までの表採、寄贈資料内の数である。

(1) 螺瓦

螺紋各部の名称は図1の通りである。文様の配置は螺2~6は向かって右に向くが、それ以外は左に向く。4枚の翅は左向きの場合、左から前翅・前翅・後翅・後翅、右向きの場合はその逆となる。これら4枚の翅の名称については、便宜上、左側の翅から順に翅1から4と呼ぶこととする。

現状25型を数えるの螺紋の内、19型は向かって左向きであり、この場合、翅3となる後翅は尾状突起のみが表現される。翅には斑紋と奥側の後翅を除く3枚の翅には脈があり、便宜上、縦方向の直線的な脈を縦脈、横方向の波形を横脈と呼ぶこととする。螺12型までは年報12号での報告に加筆・修正したものである。螺の形態をみると、螺1~6までは飛び螺、螺7も飛び螺とみられるが、螺8以降は止

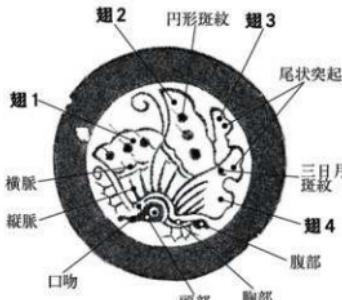


図1 各部の名称

り蝶となる。

なお、蝶1~25の番号は必ずしも新旧関係を表すものではない。蝶番号の後にある(旧A~12)としたアルファベットは当初つけた型番号²であったが、軒平瓦とあわせ多くの型を確認したため、数字に改めた³。

①蝶1(旧A)

面径15.7cm、文様区径10.8cm、軒丸、47個。他の蝶と比べて形態が若干異なる。他の蝶の翅は外湾し、丸みを帯びるのに対し、内湾することから全体的に細く尖り、翅全体で左を向く。円形斑紋の数は前翅が3つ、後翅が2つ、翅内を横断する横脈は波形ではなく直線となる。頭部は珠文のような単純な形で、口吻は長く、二重に巻き込み付根付近の左右に小さな点状の眼を配す。ハの字に広がる触覚は、腹部を大きく巻き込みながら続き、脚は翅と腹部から3本ずつ伸びる。焼成時の焼歪みや収縮率の違いからか、面径・文様区径にバラつきが目立つ。焼成は軟質が多く、若干硬質なものを含む。

②蝶2(旧B)

面径16.5cm、文様区径11.8cm、軒丸・鳥食、31個。向かって右を向く。円形斑紋の数は、左の翅から順に3・3・5・4となり、横脈は以降の蝶に共通で波形となる。頭部には大型の目が対を成し口吻は丁字形触角は左右に開く。小さく屈折する脚は前翅および胸部から伸びる。焼成は軟質が多く、若干硬質なものを含む。

③蝶3

面径16.6cm、文様区径11.7cm、軒丸、23個。面径や文様の外形など個別部位では蝶2と共に通る点が多いことから、改版の可能性も考えられるが、文様全体を比較すると配置が大きく異なっており、共通の范例を見つけることもできなかったため、ここでは別版として扱った。

向かって右を向き円形斑紋の数は、左の翅から順に3・3・4・4となり、横脈は以降の蝶に共通で波形となる。頭部には大型の目が対を成し口吻は丁字形となる。小さく屈折する脚は前翅および胸部から伸び、右中脚・後脚は途中で分岐し逆Y字となる。本来は全脚逆Y字であったとも考えられるが、

この2脚以外には判然としない。

蝶2との共通点と相違点を左から順に翅毎に挙げると、1枚目の後翅は外形、斑紋とも同じであるが、一番上の斑紋が不明瞭となる。縦脈は同じ位置ではあるが直線状となる。2枚目の後翅は、外形が変わり、3枚目の後にあったものが前面に出て、斑紋の位置も変わる。3枚目の前翅は、2枚目に覆われたため上端にある翅先の突起のうち左端の1つがなくなるものの外形はほぼ同じ、斑紋は右端の1つが無くなるものの他4つは同じ位置にある。一方脈の形は全く異なり、縦脈が短くなり、本数も1本増えて4本となる。4枚目の前翅は形、文様ともに同じである。焼成は軟質である。

※2~3 中間形態

4点ではあるが、4のような中間的な形態が見つかっている。3枚目の翅をみると円形斑紋は蝶2と同じ位置に5つが確認できるが、脈は蝶3同様短い形となる。

天保期に書かれた「藩邸考」⁴には松ノ丸にて掘り出された瓦としてこの瓦の拓本を載せている。これを見ると、掲載拓本の欠けた部分に円形斑紋がもう一つ加え計6珠となっている。現状これ以上の検討はできないが、数の増加を待って新型を設定する可能性がある。このように、別版とすると、僅かに間隔の異なる斑紋の位置を合わせることが可能かどうかが疑問が残り、一方、改版を想定したならば、かなり範囲を更新したこととなる。

④蝶4(旧B)

面径16.2cm、文様区径11.1cm、軒丸・鬼・鳥食、60個。向かって右を向く。円形斑紋の数は左の翅から順に3・3・4・4、縦脈の数は2・3・2となる。2枚目の後翅の先端が尖り、3枚目の前翅の先端は文様区の端と接する位置まで伸びる一方、下方には空間が残る。頭部は梢円形となり頭部から離れ、左右に小さな眼を配した海老状の顔を持つ。横顔ではなく、俯瞰する形が特徴的である。右脚は前脚が胸部、中・後脚は1枚目の翅から伸びる。内縁部の内側には段が付くものが多く見られることから、範の縁が損傷したと考えられ、このため外縁部の幅には広狭がある。焼成は軟質である。

⑤蝶5

面径15.6cm、文様区径10.7cm、軒丸、22個。向かって右を向く。円形斑紋の数は左の翅から順に3・3・4・4、縦脈の数は2・2・4・2で、2枚目の後翅内に脈が残るのが特徴である。3・4枚目の円形斑紋は翅の上縁近くにあり、脈も近い位置を走る。梢円形の胸部に梢円形の頭部が付き、左右に小さい眼が配され、口吻は巻き込む。顔は蝶4同様、海老状となる。脚はくの字に屈曲し、右脚は胸部から2本、翅の付け根付近から1本が伸びる。腹部および上部の翅との間には縦方向の范傷が残る。焼成は軟質である。

⑥蝶6

面径15.6cm、文様区径10.6cm、軒丸、鳥食・鬼、76個。向かって右を向く。斑紋の数は左の翅から順に3・3・4・4、縦脈の数は2・3・2となる。2枚目の翅の円形斑紋は、縦方向の范傷によりつながったような形となる個体が目立つ。脈は全体的に太く、3枚目の縦脈は直線となる。胸部は大部分が翅の外に出て、梢円形の頭部が付き、左右に小さな眼を配し顔は海老状となる。脚は左脚は直線、右脚はくの字に屈曲し、1本が頭部、2本が胸部から伸びる。腹部は、翅から離れ独立する。焼成は軟質が多く、若干硬質なものを含む。

⑦蝶7(旧C)

面径16.0cm、文様区径11.3cm、軒丸、鳥食・鬼、84個。蝶6までの形とは大きく異なり、蝶8以降に共通する文様配置となる。円形斑紋は基本的に前翅だけとなり、後翅には尾状突起が出現し、触覚は上下に配され、上は翅2、下は翅1の脇から出て、先端を巻き込みながら伸びる。しかし、新たな文様配置となるも、蝶8以降の定型化した止り蝶とは形態を若干異なるのがこの範であり、脚の位置や一体的な胸部と腹部は以降の蝶と同様ながら、翅より離れた胸・腹部と直線的に伸びる脚、4つの円形斑紋等はそれまでの蝶に繋がる配置である。文様表現は細やかで、円形斑紋の下には三日月斑紋を二重に配し、尾状突起にはV字形の斑紋がみえる。翅は丸みを持ち、縦脈は順に2・3・4本で横脈下には溝があり、2重となる。胸部と腹部が一体的となり、腹

部とみられる部分には下部に小さな切込みを2つ入れて境としている。また、それまでのくの字状の脚とは異なり、先端付近で二股に分かれ逆Y字状となる。梢円形の頭部の脇には右眼があり、円形の凹地の中に小さな突起がみられるが、右眼は判然としない。口吻はS字状であり、先端を小さく巻き込む。中央に位置する翅2が最も大きく最前面にあり、翅4はその下にある。焼成は硬質なものを一定量含むが、多くは軟質である。

⑧蝶8(旧D)

面径15.5cm、文様区径11.0cm、軒丸、5個。数が少なく、判然としない部分も多いが、定型化した蝶紋である。縦脈の数は順に2・2・4、円形斑紋の数は、3・3で、明確に切り分けられてはいないが、翅4が2の上に来るのが特徴である。頭部には、同じ大きさの眼が並列し、口吻は短く巻き込む。触覚は上下にあり、上は翅1の上縁から翅2沿いに伸び、下は頭部から出て翅1と並行して伸びる。胸部、腹部の区別はなく、基部全体が太く続き、そこから逆Y字状の脚が伸びる。一方右脚は、人字状となり、触覚から派生する。文様区の端部を工具等で調整するため、縁沿いに凹みが廻る。

⑨蝶9(旧D)

面径15.5cm、文様区径11.0cm、軒丸・鬼、22個。蝶8の改版であり、左脚が更新され、大きく屈折させ山形とすることで、胸部が省略され、下部に切込みを持つ腹部だけが残る形となる。これにより、直上にある翅4の下部は、大きく波状に抉り込まれ、段差が残る。屈曲した脚を描き、腹部の端部だけを残す表現方法は、この後に出てくる蝶の基本的な姿でもある。蝶8では不明瞭であったが、翅1の1本目の縦脈は、横脈を僅かに突き出る。尾状突起はハート形をし、翅4が2の上に乗る。両眼の中心には、針穴程度の小さな点がみられ、頭部の上には半月状の胸部の名残のような部位がみられる。人字状の右脚は、触覚から伸びるが、一部の個体には、これを突き抜け翅1とつながるものも存在する。文様区の縁を回る調整痕は顯著であり、離型後にこれを行っていることがわかる。焼成は軟質である。

⑩蝶10(旧D)

面径15.7cm、文様区径11.4cm、軒丸、12個。翅1・2ともに小振りな円形斑紋の数は3つ、縦脈は順に2・2・4本で横脈は二重となる。翅の前縁は、上方ではほんの僅かに反り、先端は尖り気味となる。翅4は、中央に位置する翅2よりやや大きく、段差をつけてに最前面に出るようになる。縦脈は立体的であり、翅4の尾状突起の付根部分の左右は大きく抉られる。頭部の上側には溝があり、切り離された形となり、腹部には2条の切れ込みがみられる。左脚は屈折した後、下方へ直線的に伸び、逆Y字状となる。右脚は人字状で、触覚から派生する。両眼の中には離型後に点状の刺突がなされる。蝶9同様、文様区の縁を一周調整する個体が顕著である。焼成は軟質である。

⑪蝶11(旧J)

面径15.0cm、文様区径11.0cm、軒丸・鬼・鳥食、54個。見た目は蝶10と全く同じであるが、踏み返しによる後世の別范として考える。縦脈は順に2・2・4本で横脈は二重となる。蝶10との違いとしては、翅4内の脈が緩やかにカーブする点と、頭部と翅とを区切る溝の後ろに、不明瞭ながらもう1条溝が走り2重となる点がある。面径、文様区径はやや小さく、蝶10をトレススし重ねると差異が大きいが、細片では判断が付き難く、未分類のものが多数残る。

焼成は堅敏で、火拂状の変色がみられる個体が多く、「寛政四年」(1792)銘を持つ鬼瓦の出土がある。

⑫蝶12

面径15.9cm、文様区径11.0cm、軒丸、7個。蝶17の改范とみられ、向かって右側、頭部から翅4にかけてを大きく更新する。改范により翅2上に重なる翅4との位置が逆転したことにより、バランスが悪く見た目に違和感が残る。出土数が少なく、範の上部が確認できていないため尾状突起付近の形は不明である。縦脈は順に2・2・5本で、横脈は二重となる。大きな円形斑紋を持つ。焼成は軟質である。

⑬蝶13

面径16.0cm、文様区径11.0cm、軒丸、6個。類例は少なく全形は不明な部分が多い。縦脈は順に2・3・□である。脈が太く平坦な線で表現されるのが

特徴で梢円形の頭部を持つ。右脚は触覚を突き抜け翅から派生する。

⑭蝶14(旧E)

面径15.2cm、文様区径10.5cm、軒丸・鬼・鳥食、83個。城内あらゆる地点から出土する型の一つである。左眼は頭部の大半を占め、円形斑紋の下には半月状の斑紋が2つ重なり、尾状突起上にもV字形の斑紋が2つ重なる。翅は丸みを持ち、縦脈は順に2・3・6本で横脈下には溝があり、2重となる。翅4の縦脈は直線とY字状とが交互に並ぶ。胸部は省略され、腹部は大きく2つの切込みが入る。顎脇より伸びる触覚の下に並行して線が走り、右脚はそこから派生する。文様の細やかさや配置は蝶7に共通するところがある。文様の中央付近で縦方向に范傷がみられる個体が、みられない個体より多く存在することから、早い段階で入った傷であろう。色調は灰色で硬質なものが多くみられる。

⑮蝶15(旧F)

面径15.3cm、文様区径11.4cm、軒丸・鬼・鳥食、117個。出土数は2番目に多く、文様を陰刻するのが特徴である。翅の縦脈は順に2・2・5本で横脈は二重線、円形斑紋下にも二重線が入る。尾状突起内は長細い文様が入る。屈折した脚を持つも胸部は省略されないが、2つに分割され、腹部とあわせ3室となる。頭部内には大型の左眼を配す。翅2上部付近には横方向に范傷が入る個体が入らないものより多いことから早い段階で入った傷であろう。基本的に焼成は堅敏で硬質である。

⑯蝶16

面径16.3cm、文様区径11.6cm、軒丸、1個。伝製品として1点のみ存在する。蝶15同様に文様を陰刻するのが特徴である。翅の縦脈は順に2・2・5本で横脈は二重線、円形斑紋下にも二重線が入り、尾状突起内の文様など、蝶15との共通点も多いが、線描きの蝶15に対し、翅1・2内の縦脈は通常の文様同様立体的に描かれている点、頭部が大きくなる点、腹部が脚により省略する点などに違いがある。頭部内にある大型の左眼上には離型後の刺突がみられる。

⑰蝶17(旧G)

面径15.9cm、文様区径11.1cm、軒丸・鳥食、38個。

比較的多く出土する。蝶12の元范とみられる。翅の縦脈は順に2・2・5本で横脈は二重線となる。円形斑紋は中央がやや窪み、翅4内にも3つ配されており、縦脈がこれを貫通するのが特徴である。翅4から伸びる尾状突起は付根部分が極めて細くハート形となる。また、胸部と腹部の区別がなく一本線となり、翅4上に配される。蝶12と合せ、焼成は大半が軟質焼成で文様は不明瞭である。

⑯蝶18(旧H)

面径14.8cm、文様区径10.6cm、軒丸、28個。城内各所より出土する。翅の縦脈は順に3・3・3本で、これまでの波柄の横脈は逆転し連弧状となる。翅下の触覚や翅1・2内の縦脈は直線的となり横脈手前で途切れる。翅3の縦脈の先端は二分されるが、V字状とはならず、半円形が取りついた刺股状となる。口吻は大きく巻き込み先端を玉留める。同じ大きさの眼が並列するのが特徴で、顔は正面を向いたような配置である。眼の中央部は離型後に刺突されていることから、位置に個体差がみられる。正面右方に斜め方向に走る範囲を持つ個体が多くある。焼成は比較的堅緻である。

⑰蝶19

面径15.1cm、文様区径11.0cm、軒丸・鳥糞、7個。並列する大きな眼とそこから伸びる逆つ字の口吻が特徴的で、翅の縦脈は順に5・5・5本と最大で、翅1・2内の脈は長短が交互に並び、翅4の1つは先端が三日月状に分かれる。翅1・2の前翅前縁は翅頂に向い反りを見せるようになり、翅3はほぼ隠れてしまい尾状突起のみがわずかに出る。横脈は波形となり、円形斑紋下には三日月状の斑紋が付く。しっかりとした太い左脚は外方へ開き、腹部は文様区際に何とか収まる位置に配される。

⑱蝶20(旧I1)

面径15.6cm、文様区径11.2cm、軒丸・鬼・鳥糞、94個。3番目に多い出土数である。文様の起伏が大きく立体的な造りとなるも、文様は抽象化し、爛しさは失われて行く。縦脈は順に2・2・4本で横脈は二重線、翅4の尾状突起の付根に三日月斑紋が入る。翅1・2の前翅前縁の反りが顕著となる。縦脈は線描きではなく、断面形が波型となり、翅端部

がやや盛り上がった立体的なつくりとなる。頭部はドーム状に盛り上がり、真っすぐ短く伸びた口吻の先端の巻き込みは玉状となる。脚はY字状となり、左脚は山形であったものがL字に屈折するようになる。左目は離型後に刺突したものである。翅4と左脚との間に線が入り、先端にはハート形の腹部を取り付く。文化或いは文政年間作を表す「文□」(□には干支)の刻印を持つものが散見される。文様を横断する範囲が次第に増加し、最終的には傷だらけとなる。基本的に硬質である。

⑲蝶21

面径15.2cm、文様区径10.1cm、軒丸・鳥糞、4個。出土数は少なく、文様は蝶20と共に共通する部分が多い。縦脈は順に2・2・4本で横脈は二重線、翅4の尾状突起の下部に三日月状の斑紋が入り、翅1・2の前翅前縁は反る。翅4と左脚間には胸部を表現したとみられる線が入り、先端の腹部は2つに分割される。蝶12と同様、翅4は翅2の上に被る表現のまま、実際は下になるため、違和感が残る。円形ドーム状の頭部とそれを囲う円が配され、口吻先端の巻き込みは玉状となる。左脚の屈折は蝶20のそれとは逆で外側へ向け逆L字となる。円形斑紋は断面凸形とはならず、円形に刺突されるのが特徴であるが、離型後の刺突ではなく、型によるものである。点数が少ないため明確ではないが当型については、左目の刺突もまた、型による可能性がある。

⑳蝶22

面径15.2cm、文様区径11.0cm、軒丸、2個。現状2点のみの確認である。縦脈は順に2・2・4本で横脈は二重線、翅4の尾状突起の下部に三日月斑紋が入るが、横脈は唯一の三重である。翅1・2の前縁はそれほど反らず、翅4の尾状突起の付根部はそれほどくびれがない。円形ドーム状の頭部とそれを囲う円がみられ、管の無い玉状の口吻が直接頭部に取りつく。翅4と左脚間には腹部に繋がる線が入る。右眼は型により整形されるが、左眼とともに離型後小さな円形の刺突を施す。

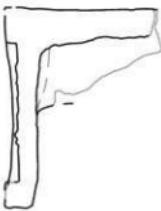
㉑蝶23(旧I2)

面径15.6cm、文様区径11.1cm、軒丸・鬼・鳥糞、152個。出土数は最多で、城内各所どの地点からも

蝶1(旧A)



蝶2(旧B)



蝶3



蝶3(2-3中間)



蝶4(旧B)



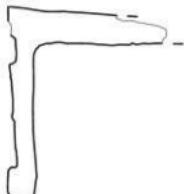
0 (1:4) 10cm

図2 蝶紋軒丸瓦 1

蝶5



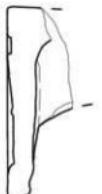
6



蝶6



7



蝶7(旧C)



8



蝶8(旧D)



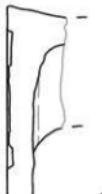
9



蝶9(旧D)



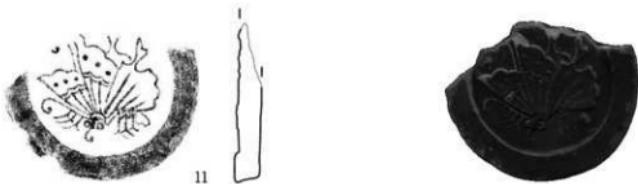
10



0 (1:4) 10cm

図3 蝶紋軒丸瓦2

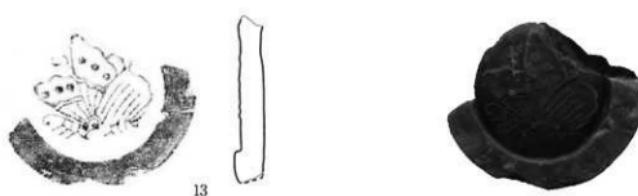
蝶10(旧D)



蝶11



蝶12(旧D)



蝶13



蝶14(旧E)

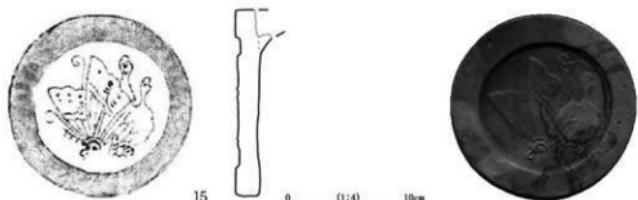


図4 蝶紋軒丸瓦 3

蝶15(旧F)



16

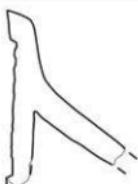
蝶16★



17



蝶17(旧G)

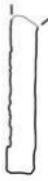


18

蝶18(旧H)



19



蝶19



20

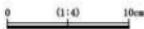


図5 蝶紋軒丸瓦 4

蝶20(旧1)



21



蝶21



22



蝶22



23



蝶23(旧2)



24



蝶24



25



0 (1:4) 10cm

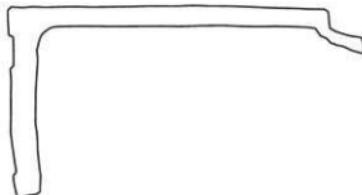


図6 蝶紋軒丸瓦 5

蝶25



26



釉1



27



釉2



28



釉3



29



図7 蝶紋軒丸瓦 6

出土する。継脈は順に2・2・4本で横脈は二重線、翅4の尾状突起の付根部分にくびれはみられず、三日月斑紋が入る。翅1・2の前縁は反り、翅4と左脚との間には、胸部を表現したとみられる腹部へ繋がる2本線があり、下側の線からは逆Y字状の左脚が派生する。翅の立体感は増し、外縁の立ち上がりが高くなる。円形ドーム状の頭部からは緩やかにカーブする口吻が伸びる。頭部の周囲には陽刻の線ではなく、陰刻の二重線がみられる。右眼は元々小さく型作られているが、大半でうまく現れていない。左眼部分には円形斑紋状の僅かな盛り上がりがあり、離型後に円形刺突を施すが、円形にも2種類あり、また刺突を行わず、盛り上がりを残したままの個体もある。斜め方向の範傷が次第に増し、傷だらけとなるまで使用され続けていることが分かる。「天申」(天保7年(1836))の刻印や、嘉永とみられる記銘瓦がみられる。硬質なつくりである。

㉔蝶24

面径15.3cm、文様区径11.4cm、軒丸・鬼、4個。報脈は順に5・5・4本で、翅1・2内は長短を付け、横脈は線描きではなく三日月を3つ連ねた形となる。翅4の尾状突起の付根はくびれが無く、翅4内の一本長く伸びる継脈の先端には三日月状の斑紋が取りつき刺股状となる。顔は数字の9のような形となり口吻の先端は僅かに玉となる。翅4の下部は不明瞭で、頭部より伸びる線は僅かながら立体的な節がつき胸部を表現しているようであり、先端の腹部は完全に抽象化され唐草状に二手に分かれれる。右脚は人字状となり、左脚は肉厚に表現される。頭部周りは明確な線開いではなく、溝を作り区画する。右眼は型作りされているが明確ではなく、左眼は離型後に刺突される。「嘉寅」(嘉永7年(1854))の刻印を持つ個体がある。

㉕蝶25

面径15.6cm、文様区径11.5cm、軒丸、1個。鳥取城で使用されていたと伝わるもので、この1点のみの残存である。蝶12に極めて近い印象を受けるが、触覚の巻き込み方や尾状突起の形状など、詳細に観察すると改版とは言えない違いが多く、別范と考えられる。

(2) 軸瓦(赤瓦)

19世紀の初頭、藩の振興策により各地で開窯が相次いだ。石見の技術を導入した作陶とあわせ施釉瓦(赤瓦)も多く焼かれた。耐火性や凍み割れに強い赤瓦は急速に広まり、文政期には城下で一般化していくとされる。しかし、來侍釉を用いた均一な色調とつくりを見せる石州瓦に比べ、当地の赤瓦は同范品であっても個体毎に発色に違いがある。現存する当該期の赤瓦屋根をみるとモザイク状となるのが特徴である。また、文様が隠れるほど厚く釉がかかるものも多くみられる。一方城内をみると、赤瓦の出土は決して多くはないが、焼瓦に混ざり時折出土する。全面赤瓦葺きの建物を想定するほどの出土はなく、焼瓦間に挿されていたような出土状況である。少ない出土例をみると蝶紋が散見され、その文様は焼瓦に類似する。以下では3種の蝶紋施釉瓦について概観する。

①軸蝶1

文様は蝶11に類似するも、文様区径とともに文様もやや小さくなる。明らかに蝶11を写したものであるが詳細な大きさや位置関係が異なることから、焼成時の縮みではなく別范である。継脈は順に2・2・4本で横脈は二重となる。翅1の翅頂へ向い厚みが増し立体的となる。円形斑紋はいずれも小型で、蝶11の腹部が切込みで表現するのに対し、窪みを並べて表現する。また、頭周りを凸線でなく凹線で囲う点に違いがある。眼は離型後に刺突する。

②軸蝶2

蝶23に類似する。尾状突起の付根付近の三日月斑紋はないが、その他の諸特徴は蝶23と同様で、継脈は順に2・2・4で横脈は二重である。蛇行しながら伸びる口吻や円形ドーム状の頭部に眼を刺突する点や、頭部を囲う線が三日月状となる点などが類似するが、範傷の方向も異なることからやはり別范である。

③軸蝶3

確認されている3点は鳥取藩の分知家である東館の瓦で、軒丸瓦の瓦当を離型後に整形し切込みを入れ五弁とするのが特徴である。焼瓦より一回り小さく、直接繋がる型はないが蝶の形は蝶21に、頭部の

形は蝶20に似る。縦脈は順に3・2・4本で横脈は二重である。頭部への刺突は中央付近に大きく行われ、右眼が触覚付近の低い位置にあるため、横並びとならずアンバランスな印象となる。左脚は屈折せず胸部を現すとみられる横線から派生し、腹部に膨らみはみられない。翅の反りは全範のなかで最大であり。文様の形骸化が著しい。

2. 蝶紋の変遷

幕末期の鳥取城を復元する整備計画に併せ実施されている発掘調査で直角は、基本的に幕末期までの調査とし、旧層まで掘り下げる事から、層位的に瓦の新旧関係を明らかにすることには限界がある。旧面を調査した過去の調査から得られた資料を範別に集計したのが表1である。そのうち城郭がほぼ全焼した享保5年(1720)の石黒火事に伴う層に含まれる文様は蝶1~10であり、蝶8と蝶9を同范として併せて数えると全型が一定数出土し、中でも蝶7は特に多いことがわかる。一方、蝶11以降を見るに、范毎に違いがあり、蝶14・15・20・23が多く、蝶11・17(12も)・18が続きその他の少ない。その他については、今後ある地点より集中的に出土する可能性も考えられるが、現時点では広く使用された型ではないと言える。主流となる型とそうではない型が存在するようである。

鳥取城の歴史上、石黒火事が与えた影響は極めて大きかったと言え、城郭の焼失により瓦類も一旦リセットされ、火事後の復興事業にあわせ葺き直されている。以下では火事を境とした前後2時期と、刻印により判別可能な19世紀以降の計3時期に分けて瓦を概観する。

(1) 17世紀～享保5年(1720)石黒火事まで

池田長吉の6万石に始まり、光政入府により32万石となると、あまりに手狭な城郭および城下の整備が喫緊の課題となり、急ピッチで進められた。しかし、工事は光仲期になっても続いた17世紀いっぱいを要したとされる。

以前の検討より、蝶1~6については丸瓦部内面に吊り紐痕がみられることから古段階と考え、蝶1

については古相を示すガーゼ状の布目痕がみられ、顔の表現なども未発達のため、最古の蝶紋と考えた。蝶2~6は向かって右を向く種類であり、翅の配置など共通点が多いため同じ一群としたが顔の形態で蝶2と3、蝶4~6の2群に分かれる。前者の顔は済路の由良城や岡山城など17世紀の第一四半期頃の蝶紋と類似し、蝶2については、兵庫県宍粟市鹿沢城下町の出土品に同范品があり、宍粟藩立藩に係わる池田輝澄期(1615~40)のものと考えられるところから、同時期に使用されたと推定される。しかし、これら右向き蝶は明確な時期差をもって使い分けられていたとは考えられず、光政～光仲期にかけて築造された天球丸曲輪に使用された瓦の廃棄場となつた瓦溜りには蝶1~6までが一定数みられるため、ほぼ同時期に併用されたと考えられる。また、正保元年(1644)までにその天球丸に築かれた三層櫓の焼失跡からは、瓦溜りにはなかった蝶7が最も多く出土することから、創建瓦であったと推定される。このことから蝶1~7は17世紀前半には出揃った型と言える。

蝶7の出現は文様上の画期である。詳細の項でも述べたが、翅から離れた胸・腹部や長い口吻、4つの円形斑紋等は蝶6までとの共通点残すが、基本的な文様構成・配置は以降幕末まで続く型と同じであることからこれらの原型とも言える。蝶8~10をみると蝶4が組2の上に被るようになり、これは定型的な蝶紋の配置である。このように文様の型式変化を考えると、蝶8~10は7に後出する文様構成であり、17世紀後半～石黒火事までの型となる。

ここまで瓦の特徴として軟質焼成という点が挙げられる。色調としては黄褐色のものが多く、灰色なものはあるものの、黒光るような硬質な個体は無い。火事を経て二次的な被熱により変色した可能性もあるが、被熱し橙化した個体は別途多数出土することからも、もともと軟質焼成であったと推定される。

(2) 石黒火事後(18世紀代)

火事からの復興事業は長く続いた。本丸である中ノ丸(後の三ノ丸)の再建は3年後の享保8年(1723)であり、天守相当施設である二ノ丸三階櫓の再建は

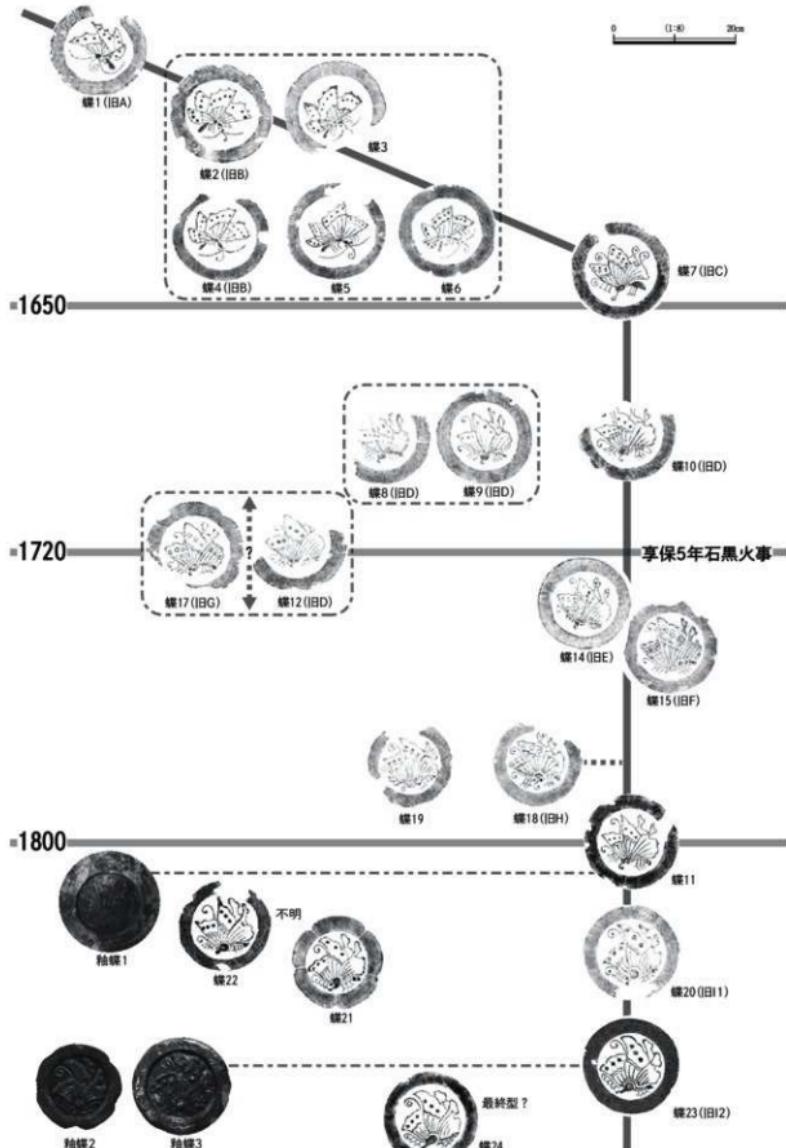


図8 蝶紋瓦変遷図

15年後の享保20年(1735)のことであった。

これまで、火事後の18世紀代と分かる瓦堆積層等の調査を行っていないため、製作時期が19世紀代とわかる蝶20~24以外の瓦をこの段階に当て嵌めることとした。出土量をみると、蝶11・14・15・17(12も)・18にピークがある。その中で蝶11については、寛政四年(1792)の記銘瓦があるため、18世紀末の型というのが明らかである。また、蝶17と改版後の蝶12については、石黒火事の火事場整理とみられる瓦堆積層付近に出土例がある。傾斜して堆積するこの層の直上には近代の城郭解体時の瓦堆積層が直接被り、取上げ時に混在もみられたため、以前の検討では除外して考えていたが、両者とも軟質焼成であることから火事前に遭る可能性もある。現時点では明確ではないためこの段階に留める。

となると、出土量で圧倒する蝶14と15が復興に併せて使用された瓦と推定される。両者とも火事前のものとは異なり、文様も潰れずはっきりと確認できるようになり、焼成は堅緻となる。黒みを帯びた色調には火棒がみられる個体が多く存在する。瓦の焼成技法に大きな変化があったとみられ、蝶18も同様である。蝶14と15を比較すると硬質化は後者に顕著であり、同時期の使用は明らかであるが、出現は前者が先となると想定される。いずれにしてもこの2型がメインとなり火事後~18世紀後葉にかけて多く生産され、やがて蝶11も現れる。蝶18は顔だけみると蝶11に似ている点もあることから同時期のものか。蝶19については、顔こそ独特であるが、蝶1・2の反りや長短ある縦脈、蝶4の縦脈先端の三日月斑紋など19世紀の文様との類似点が多いことから、その祖型或いは亜流となる存在であり、現時点で18世紀と19世紀のどちらのものか判断が付かない。

(3) 19世紀代

19世紀の半ば頃になると城郭の再整備が進む。天保14年(1843)の火事で焼失した二ノ丸走櫓の再建に併せ御殿群や菱櫓が整備され、一時期ではあるが、本丸が三ノ丸より二ノ丸へ移ったのは嘉永2年(1849)のことであった。また、安政5年(1858)には櫻蔵が曲輪ごと造られ、文久元年(1861)には本丸である三ノ丸が大拡張された。連続する工事により瓦

の需要も高かったと考えられる。文政8年(1825)には幕府より瓦への葵紋の使用が認められたことにより、建物によっては蝶紋を使用しない場合もあるようであるが、出土数をみると中心は蝶紋である。

出土数をみると蝶20と23が圧倒的に多いことが分かる。前者には「文〇」(〇には干支・文化・文政年間の作製を現す)刻印を持つものが一定数みられ、後者は「天申」(天保年間寅年、天保7年(1836)を現す)の刻印や、嘉永期とみられる記銘瓦があるためそれぞれ19世紀前葉・中葉に主流であった型と言えよう。蝶24には「嘉寅」(嘉永年間の寅年、嘉永7年(1854)を現す)の刻印を持つものがある。刻印だけをみると蝶23に続く型にもみえるが、城内での出土は限定期であることから、主流ではない型と考えられる。蝶22は出土数が極めて少ないが、顔の形などからこの段階とした。

文様をみると、形骸化が進むことがわかる。蝶1と2の翅頂付近は盛り上がりをみせ立体感は出ているものの前翅前線の反りが顕著となり、顔がドーム状の円形となった上、これを囲う円線が現れたり、棒状の口吻など、蝶のイメージからはかけ離れたものへと変貌する。

釉瓦については、城内の出土は限られているが、焼瓦に紛れて点在する。18世紀後半から始まる国産焼物生産は、19世紀になると、藩の国産品奨励策の後押しを受けて盛んとなり因幡各地で焼物窯の開窯が相次ぐ。窯には石見の工人が呼ばれ、焼物とともに釉瓦が焼かれたことも分かっている。火事の多い地域であることから、耐火の面で釉瓦が積極的に取り入れられ、文政期の城下では既に一般化していたとされる。

釉蝶1をみるとその姿は明らかに蝶11であり、新規開窯が進んだ時期の範であると推定される。釉蝶2は尾状突起下の三日月斑紋を欠くが、その姿は蝶23そのものである。釉蝶3は直接焼瓦に繋がる範はないものの、19世紀の焼瓦にみられる諸特徴がみてとれる。しかし、いずれも見た目こそ同じではあるが、文様の位置や大きさが異なっていることから、別範である。少数派である釉瓦と焼瓦との棲み分けはについて検討をするものの、城内においては

両者が共存することがわかる。

(4) 変遷

主流の瓦を中心として各範を並べると図8のようになる。17世紀の前半代には蝶1～7は出揃っており、蝶2～6の右向き蝶群に遅れて出現した蝶7が主流となり、その後17世紀後半になり蝶7～10が使用され石黒火事を避ける。当初、飛び蝶であったものが、やがて止り蝶となり、鳥取城の蝶紋として、文様配置が整う。火事を境に範が代わったとは言いきれず、蝶10が火事後に、蝶14が火事前に存在していてもおかしくはないが、火事後には蝶14が主流となり、蝶15も出現し、両者は復興に合せて城内で広く使用されたとみられる。18世紀の終り頃には古手の蝶10を踏み返したような蝶11が使用されるも、19世紀に入ると文様の形骸化が進み蝶20のような姿が主流となると、そのな流れのまま最終段階の蝶23へと繋がり、広範囲で使用される。同時期には釉瓦の蝶紋も併行して使用されており、具体的な使用方法については今後の検討が必要である。

また、蝶15・23・24については通常の軒丸瓦に加えて東館の瓦としても使用されている。独自の範を用いるのではなく、流用し個別に切れ込みを入れるという手の掛る方法で製作している。釉蝶3についても同様で、大きく切込みを入れている。東館においても焼瓦と釉瓦は併用されているようであり、両者の関係については今後の検討をする。

おわりに

江戸時代後期の鳥取藩士であった岡崎正義は著書『蒲郡考』の中で4つの軒丸瓦の拓本を載せて検討を行った。蝶3(2-3)中間とした個体については、池田長吉時代のものと考える城代澤百平の見解に対し、わざわざ姫路城の瓦を取り寄せ熟観した上で、その妥当性を述べている。また、別途蝶3を載せた上で、先のものより、少し細やかな造りであるため、御国替時の瓦ではないかとしている点である。一見同一に見える両者を別のものとして捉えていることは驚きであり、年代比定については推測の域を出ないものの、その観察眼は現在の研究に通じるところがある。一方で出所不明の蝶7についてはその当時使用されているものとは大きく異なるという理由で、現在使用中の蝶20については比較の為という理由で拓本を載せている。規格が大き変わらない蝶紋瓦は、石黒火事を乗り越え再利用できるものについて再利用し、唯一焼け残った標識については同じものが使用され続けたのではないかと考えていたが、火事前の瓦で最多を占める蝶7について、これだけ細やかな視点を持つ岡崎でさえ正体不明としていることからも、火事前の瓦が近世後期まで継続利用されてはいなかつたと考えられる。

今回は蝶紋のみの検討となつたが、他種を含め総合的な変遷を追う必要があるため、次回改めて報告したい。

註

- 坂田邦彦2019「鳥取城の瓦」「鳥取城調査研究年報」第12号 鳥取市教育委員会
- 坂田邦彦2010「鳥取城瓦考」「鳥取城調査研究年報」第2号 鳥取市教育委員会
- 鳥取市教育委員会2020「史跡鳥取城跡附太閤ヶ平発掘調査報告書V」
- 岡崎正義「蒲郡考」天保年間に書かれた本書内には、瓦や箱類、服などのみられる蝶紋について、藩士であった本人が、直接見聞きした上で、その由来などについてや検討を行っている。本瓦については天保年間に松ノ丸の山裾より掘り出され、城代澤百平は池田長吉時代のものと考えたが、後に正義自身が姫路城天守の瓦を熟観した結果、間違いでもないと思うとした。

表1 掘戻瓦詳細

番号	次数	出土地	層序	スキヤン 番号	面積	文様 区分	点数	種類	車	刻印、備考
縦1	8次	掘戻跡	石段右壁下位 ～中位	6(1)	15.7	10.8	47	軒丸		
縦2	8次	掘戻跡	石段左壁東側走轍 上部平坦部	41(1)	16.5	11.8	31	軒丸、鳥食		
縦3	4次	天球丸跡	瓦瀬	327(1)	16.6	11.7	23	軒丸		
縦2-3 中間	4次	天球丸跡	瓦瀬	327(60)			4	軒丸、鬼		
縦4	8次	掘戻跡	稍破跡北面石垣	8(1)	16.2	11.1	60	軒丸、鬼、鳥食		
縦5	8次	掘戻跡	石段下位～前庭部	25(3)	15.6	10.7	22	軒丸		
縦6	8次	掘戻跡	石段下位	5(2)	15.6	10.6	76	軒丸、鬼、鳥食		
縦7	★	天球丸跡	A面石垣敷裏	1(12)	16.0	11.3	84	軒丸、鬼、鳥食		
縦8	5次	天球丸跡	焼失轍跡	12(3)	15.5	11.0	5	軒丸		
縦9	8次	掘戻跡	石段前面部～ 北面石垣前面	31(1)	15.5	11.0	22	軒丸、鬼		
縦10	4次	天球丸跡	瓦瀬	327(3)	15.7	11.4	12	軒丸		
縦11	34次	中ノ御門跡	2区B4～5大走上	415(1)	15.0	11.0	54	軒丸、鬼、鳥食		
縦12	8次	掘戻跡	石段下位～中位	19(4)	15.9	11.0	7	軒丸		
縦13	26次	中ノ御門跡	裏石がのる粘土層 ～墨末上面	21(2)	16.0	11.0	6	軒丸		
縦14	26次	中ノ御門跡	下層瓦層	38(3)	15.2	10.5	83	軒丸、鬼、鳥食		
縦15	8次	掘戻跡	石段東側走轍平坦部	40(1)	15.3	11.4	117	軒丸、鬼、鳥食	○	
縦16		鳥取市歴史博物館所蔵			16.3	11.6	1	軒丸		
縦17	12次	中ノ御門周辺	Tr3(抜張部)	10(1)	15.9	11.1	38	軒丸、鳥食		
縦18		表採		1(15)	14.8	10.6	28	軒丸		
縦19	40次	大手登城路跡	掘り下げ中 A区石列上層 1区Tr1	129(3) 1(1) 55(3)	15.1	11.0	7	軒丸、鳥食		
縦20	2015田代家墓所	4T3層		3(2)	15.6	11.2	94	軒丸、鬼、鳥食	「文子」「文子」「文展」「文已」「文巳 「文未」「文未」「文申」	
縦21		鳥取市歴史博物館所蔵			15.2	10.1	4	軒丸、鳥食	○	⊕
縦22	41次	大手登城路跡	大溝(縦)溝底付近	242(1)	15.2	11.0	2	軒丸		
縦23	40次	大手登城路跡	2区側瓦層	185(2)	15.6	11.1	152	軒丸、鬼、鳥食	○	「作」、「天串」、「臺水」
縦24	59次	二ノ丸下	瓦ハイキ層		15.3	11.4	4	軒丸、鬼	○	喜賓
縦25		鳥取市教育委員会所蔵(個人宅伝世品)		1(1)	15.6	11.5	1	軒丸		
縦縦1	20次	鶴戻跡	1区 A4GSD15 抜張区	158(1)			2	軒丸、鬼		
縦縦2		鳥取県立博物館所蔵					2	鬼、鳥食		
縦縦3		鳥取市歴史博物館所蔵		不明6			3	鳥食	○	

★2005石垣修理工事

※面径・文様区分は全体での平均値(cm)を記載

※東：鳥取藩分地家である東家の瓦。縦21のように軒丸瓦の側縁部に切込みを入れ、五弁とするもの。

寛延二年幕府国目付の来藩と鳥取城・米子城

大嶋陽一

はじめに

小稿で扱う「国目付」とは、江戸幕府が諸藩へ臨時に派遣した監察役人のことで、使番と両番（小姓組・書院番）から二名選ばれ、幼少の藩主の襲封間もないう大藩へ派遣された。国目付は数ヶ月間、藩地に滞在し、「家中分限帳」や「国絵図」などを提出させ、領内巡回を行つたりして藩の内情把握にとめたという（松尾美恵子「国目付」〔国史大辞典編集委員会編「国史大辞典」四卷、吉川弘文館、一九八四年〕）。

鳥取藩では、幼少で鳥取藩を継いだ初代藩主・池田光仲時代に十数回来藩しているほか、五代藩主重寛代の寛延二年（一七四九）、七代藩主齊邦代の寛政十年（一七九八）に来藩していることが知られる。ここでは、鳥取藩に派遣された国目付のうち、とくに寛延二年の国目付に關し、鳥取藩伝來の鳥取藩政資料「鳥取県立博物館蔵」から鳥取城に關する記録を翻刻、紹介する。また、国目付は米子城の視察も行っており、米子城に關する記録も多数掲載されているため、ここでは米子城についても取りあげたい。

一、寛延二年の国目付派遣

寛延二年の国目付は、延享四年（一七四七）に數え二歳で家督を相続した五代藩主・池田重寛に対し、国元の状況を監察するため幕府の書院番の新見又四郎（千六十石）と使番の橋原八兵衛（三百石）が派遣された（寛政重修諸家譜）。鳥取県立博物館が所蔵する「鳥取藩政資料」において、国目付関係資料として唯一ま

とまっているのが寛延二年の国目付に關わるものである。その内容については、先行研究で若干紹介されているが（河手龍海「続・鳥取池田家の殿様」富士書店、一九九三）、鳥取城に關する内容は全く検討されていない。

まず、寛延二年の国目付の来藩について行程を確認しておきたい。国目付一行は、六月十一日に鳥取藩領内に入り、十二日鳥取城下に用意された旅宅に到着した。以降、同年十二月二日に鳥取城下を出発するまでのおよそ半年間、藩内各地の視察を行つていている。七月十九日から二十四日までは、新見と桶原の両国目付によつて因幡国内の視察が行われている。その後、二手に分かれ、桶原は八月五日から二十日まで伯耆国内を一人で視察し、うち八月十日から十七日まで米子城下に滞在し、八月十一日に米子城を監察している。一方、新見は、九月六日から十五日まで、當時、江戸幕府から預かっていた美作国内の幕領（預所）の視察を行つた。藩内における滞在中の出来事は、鳥取藩政資料の「御国目付日記草案」が詳しい。本稿ではそのうち鳥取城と米子城に關係する箇所について〔資料1〕として翻刻紹介している。以下、項を改め鳥取城を中心紹介することにしたい。

二、鳥取城の見分と問答集

当時、幼少の藩主は江戸において、国目付対応は家老を中心に行われた。〔資料1〕によると、国目付派遣が決定されて間もない二月二十一日以降、複数回にわたり、家老をはじめとする藩の重臣らが鳥取城内の見分を行つてゐる。そうしたなか、二月二十九日には、鳥取城および米子城の絵図面の制作を藩蔵牧野友珉に命じている。筆者は、別稿において、この寛延二年の国目付来藩時に制作され

たと推測される絵図について検討しているが(拙稿「鳥取城の管理と鳥取城絵図について」鳥取城調査研究年報第十五号、二〇二二年)、その際、作成理由を「巡見使(将軍代替役の視察使派遣のこと)の米菴としてしまったが国目付」の誤りである。ここに訂正したい。

さて、国目付の米菴に先立つ、鳥取城大手橋と城下・智頭橋の掛け替えが行われた。大手橋は五月六日に渡り初めが行われたが、大手外から普請奉行板倉左仲が、城内より城代藤井七左衛門がそれぞれ渡り、大手橋の中程で「御熨斗(金一封?)」を頂戴している。

国目付來藩後の六月二十五日、柳原と新見の両国目付は鳥取城の監察を行つてゐるが、ここで少し詳しく様子を見てみたい。両国目付は、旅宅を出発し大手門より城内に入り、三ノ丸式台へ進み、書院に到着した。書院ではまず要応が行われたが、その際、国目付は江戸から所持してきた將軍の「御朱印」を書院の床の間に飾つた。これは国目付が將軍の代理であることを象徴する場面であった。三ノ丸の見分後、当時御殿が存在しない二ノ丸へ向い、三階等を視察した。夏場といふこともあり二ノ丸走槽内を着替えて行ったのも、久松山の中坂を登つて山頂の本丸に向かった。登山道の半ばには休憩所が設けられ、山頂の天守台には日よけの仮帳が設置された。なお、この時、本丸の天守は元禄五年(一六九二)十一月の落雷で焼失し、その後再建されておらず、石垣を残すのみであった。見分後、同所の着見櫓で国目付に冷麦と提重など食事が奉ぜられた。山頂からの下りは水道谷を通り、南の御門から再度城内に入った。一連の視察終了後、北の御門から旅宅へ帰着した。鳥取城監察の最中、城内には家老以下藩の重役が待ち構え、城内各所に藩士たちが詰めて国目付の対応を行つていた。この時、大手門をはじめとする城門には幕番所が設置され、弓鉛などが飾り置かれた。また、三ノ丸御殿の各廊敷の床の間に鉄砲や大筒などの武器が飾られていた。国目付の城郭見分に際してこうした武器飾りの記述が頻繁に見られ注目される。なお、飾り置かれた武器目録は、七月二日に両目付へ提出されている。

国目付の見分時、多款質問を受けているが、それに対する問答集が【資料2】

「御国目付衆寛延二(己)年被来候節御両国之諸事尋并御答書抜也(鳥取藩政資料)」ある。本稿では、鳥取城と米子城に関する部分を抜粋し翻刻した。同書は、享和三年(一八〇三)の写しではあるが、鳥取城と米子城の郭や堀、櫓、石垣などの数量や大きさのほか、城付武器の総数まで細かく記されており、管見の限りこれほど詳細な情報が掲載される記録を見たことはなく、貴重なものと言えよう。なお、同書には鳥取城の天球丸の狹間にに関するものがあり、城内には天球丸の七つの矢狭間(矢廻狭間)とある箇所もあるのはか存在しないという旨記されており、ほかに見られない内容である。

さて、八月十二日、国目付の柳原は米子城の見分をしている。米子城では城代で家老の荒尾近江、さらに荒尾志摩が迎え、二ノ丸や天守などの視察を行つてゐるが、ここでも天守櫓に武器飾りがなされていた。見分後、二ノ丸小書院で要応が行われたが、小書院の床の間に雪舟筆の龍虎などが飾られていた。

米子城の見分終えたのち、十月六日に鳥取城へ監察対応の礼として両国目付が揃つて登城している。この時、三ノ丸書院の床の間に將軍の朱印が置かれた。ただし、城内で要応はなく、国目付と鳥取藩家老らは揃つてうどんを食べている。この時も城門には武器飾りがなされていた。十月二十二日には、鳥取藩側が両目付を城内へ招請し要応している。午後正午に登城し、三ノ丸書院には豪勢な床飾りがなされ、同所で盃事が行われたのち、七時(午後四時)に下城している。十一月十九日、両目付は暇乞いのため登城し、鳥取藩主が將軍から拝領した武器を見分している。

おわりに

本稿で紹介した寛延二年の国目付米菴時の記録、とくに鳥取城関係のものは筆写され流布していたことが確認される。例えば、これまで鳥取城研究の基礎資料のひとつとして利用してきた「鳥取城郭大概」(藩政資料七一五一・一)および「鳥取御城郭間数ノ覚」(藩政資料七一五一・二)は、いずれも寛延二年の国目付米菴

時に藩側が回答した内容の写しである。両史料とも鳥取藩政資料に含まれてはいるが、もともとは旧藩士が所有していたものを明治時代以降鳥取藩史編さん事業の一環として筆写されたものである。両資料の原本・典拠は、本稿で翻刻・紹介した国目付関係資料であり、今後は本稿で紹介した資料を原典として検討を進めいくべきであろう。

【資料1】「御国目付日記草案」寛延二年（一七四九年二月十四日至同十二月二日迄）
（鳥取藩政資料643）

（二月廿一日）

一御国目付旅宅絵図其外御用向之儀二付、今朝江戸江七日割仕立飛脚差出之

一御城為見分御家老共其外御役人登城

一左之街道具有來り之分書付差出候様御用入江申渡之

御弓　御鉄炮　御鎗　御武具

翻刻凡例

・史料の解説にあたっては次の要領で行った。

①活字化に当たっては基本的に常用漢字を用い、常用漢字にない活字は正字体を用いた。異体字・俗字等もこれにならう。

②変体仮名は基本的に平仮名に直した。ただし、助詞として用いられている限り、「江」「面」などは漢字を用いた。

③誤字、宛字等は下記の通りとした。

（誤字）用字上の誤記はそのまま記し、右欄に○をもつて正字を記し、意味が

不明確な用字は「ママ」と右欄に記した。

（宛字）慣用的に用いられている宛字はそのままとし、特に注記しなかった。

ただ、それ以外のものは誤字に準じた。

④判読困難な場合は、その字数を□□□のように記入し、右欄に（虫損）（欠損）（汚損）（判読不明）等と傍記した。

⑤史料の改行は原文とは一致しない。

⑥句読点は適宜付した。

御馬具　玉火矢御筒

右御道具員數書付委細御用入手前二記之

一兩御目付中旅宅、井御城廻り損シ候所御緒・大手之橋・智頭橋兩所共掛ケ直し候様二板倉左仲江申渡之

一米子御城内大手廻り御緒、且又御宮、井慶安寺御修復之儀是又申渡之

（二月廿八日）

一御城為見分今日御家老共其外御役人登城申事

（二月廿九日）

一左之通御絵図牧野友徳江被御付旨御用入へ申渡之

一御城絵図、但鳥取・米子共

一御両国絵図、御城下絵図、但米子共

御宮絵図

（三月十二日）

一御本丸、井御天守為見分今日登山致ス、左之面々も罷出候事

（三月十五日）

一御城為見分御家老共其外御役人登城申事

一御本丸、井御天守為見分今日登山致ス、左之面々も罷出候事

一小泉仁兵衛
一武田又右衛門
一藤井七左衛門

一板倉左仲
一富山一郎四郎
一佐藤甚大夫

（三月）十九日

一御目付中被參候付、御城廻り損シ候所計御縁、大手ノ橋、并曾頭橋及大破候

付、右式ヶ所共掛直シ、其外所々御縁等被仰付旨、御普請奉行初夫々御役人共

江申渡之

(三月廿七日)

一慶安寺門迄今迄無之候得共、御國目付中茂參詣可有之二付、此度御建被成候

段、板倉左仲江申渡之事

五月一日

一今日御本丸・御天守・二ノ丸為見分登山申事

(五月六日)

一大手之橋此度御掛替致出来、今日吉辰ニ而、左之両人渡り初致ス、畢而於会所

御吸物・御酒被下之

御城代

御普請奉行

藤井七左衛門

板倉左仲

但御城内合七左衛門、大手外合左仲御橋中程ニ而御熨斗頂戴之

一左之通御家内へ相触之

具足・弓・鎗所持之分、其品書付、来ル十一日迄ニ可被指出候、

以上

六月九日

(六月十三日)

覺

一城見分之儀、来ル廿五日、廿七日之内其許勝手次第見分致度候、其節道筋

盛砂人留之儀一切御無用候事

奉得其意候、御日限之儀ハ思召次第仕度奉存候

附門中罷通候節、商壳當之通被申付可有之事

奉得其意候

(六月廿五日)

一今日、兩御目付中御城見分登城、詰人左之通

天野國書 唯主水

右兩人、太鼓之内

前田要人 上二同 御軍鑑

御郡代 小泉仁兵衛 高坂武兵衛

武田又左衛門 御舟手

吉田長三郎 藤井七左衛門

御普請奉行

板倉左仲

右之面々、御式台薄縁江罷出、夫今月番御書院迄案内仕ル

荒尾近江 荒尾志摩 和田越前

鶴殿次郎太郎 乾上總 池田悦之丞

荒尾孫十郎

右者御式台薄縁江罷出、夫今月番御書院迄案内仕ル

一御式台今御書院迄年番之御使番、并御目付先立仕ル

一御式台御徒ノ詰所江御徒行人相詰ル

一左之四間二御城番之御廻り行人宛相詰ル

一御鎗ノ間・御鉄炮間・御弓ノ間・御中ノ間

大寄合・組頭・物頭・御使番・寄合

右之面々四間二相詰ル

一左之面々、御本丸・二ノ御丸見分之筋、先立相勤ル

八兵衛殿先立 又四郎殿先立

森佐左衛門

遠藤九郎三郎 伴九郎兵衛

高坂武兵衛

藤井七左衛門

渡瀬 登

毛利孫左衛門

高坂武兵衛

藤井七左衛門

渡瀬 登

一御天守石台之下ニ左之面々罷出ル

乾上總

前田要人

一御旅宅より御城御式台前迄旅宅詰之物頭、非番より先乗り案内仕ル、尤御本

丸、二ノ御丸共ニ案内仕ル

一御城御登山道中坂通り、御堀より道水道谷通り

右御山下櫓門迄物頭案内仕ル、夫々旅宅迄先乗り、左之面々相勧ル

八兵衛殿

又四郎殿

御使番

森佐左衛門

上二同

依藤孫兵衛

一船道 南ノ御門内二入、北ノ御門出、被船

一天球丸ノ下江左之兩人罷在

下刈奉行 同目付

兼田利右衛門 別所半左衛門

一菱舟ノ駆江御鉄炮奉行、御弓奉行罷在

一二ノ御丸御走り櫓二面、夏上下被着替

一御三階ノ前江武具奉行・馬具奉行罷在

一假目付非番之者壱人宛御城江罷出ル

一御目付中登城之節、左之道筋大手御門二入、太鼓ノ御門外二面下乗

一旅宿より御堀端多田繩之助屋敷角より御堀際通り

一右屋敷前餘・水田子・新指出之、先達面相触之

一御朱印ハ兩御付中用人御式台より御書院迄奉、御書院之御床ニ直ス

一御書院江廻付、御床防護左之通也
一御書院御床防護左之通也

二幅対懸替 御朱印台式づ

刀掛ケ一腰かけ式づ

腰屏風立御縁類ノ敷居ノ脇二置

一御書院江廻付、左之通出ル、志摩相伴
一蓑斗

御餅くわし にしめ 御吸物 御酒

一肴二種

給仕通り番相勧ル

一御目付中之用人江御右筆部屋ニ而左之通被下之

御餅くわし 吸物 御酒 御肴二種

一中小姓江者御走り櫓ノ次ノ間ニ而右同様被下之

一徒江者前之御部屋次ノ間ニ而右同様被下之

一足輕以下ニハ右同所次ニ而むしり着ニ而御酒被下候

一中坂より天守迄之間ニ休所一ヶ所被御付

一御天守二日かり屋被御付、御茶たはこ出ル

一御着見櫓へ被參、御饅牛出ル、引続左之通出ル

一冷麦 御吸物 御酒 御肴

一此体御提重出ル

一重 玉子 二重 いりこ 三重 いりふ

一重 玉子 二重 いりこ 三重 いりふ

たい小さく

んじら半升

山ノいも

にんしん

住よし餅

さころも

さつきもら

かんきく

山ノいも

塙松だけ

名酒 柏羽酒

大塙休大夫遂披露

外二

一御提重 切食 御吸物 かうの物 御肴 出ル

一上總相伴

一右箱仕通イ番相勧

一兩御目付中用人中小姓迄、左之通御門ノ上渡り櫓二面被遣候

冷麦 御吸物 御酒 御肴 切食

相伴御医師 通イ御掃除坊主

一太鼓ノ門内幕番所右同断
一屋舗玄関

大身番槍 五本

外二

長刀 武振

十文字鎌 武本

直鎌 武本

小鎌 老本

対鎌 三对

大鳥毛鎌 武本

右者持鎗掛ケに掛け置申候

一鎗ノ間床二大箇三挺

但玉目武百目 壱挺

玉目百目 武挺

四拾武本

長柄

一鉄炮ノ間床二

鉄炮

武拾挺但玉目四隻三分

早合武百

一弓ノ間床二

弓 武拾張

轔 武拾穗

矢上剥共 武百武拾本

小身ノ鎌 五本

一中ノ間

小身番鎌 五本

一中ノ間合冠木門外大筒 捨七挺

玉目袋貫目筒 壱挺

鐵炮 拾挺但玉目四隻三分早合百
一南ノ門内幕番所右同断
一北ノ門内幕番所右同断

長柄 拾本
矢上剥共 百拾本

(中略)

(七月二日)

一両御目付中江左之通書付差出之

一大手門内幕番所

弓 拾張

轔 拾穗

矢上剥共

百拾本

長柄 拾本

鐵炮 拾挺但玉目四隻三分早合百

一南ノ門内幕番所右同断

一北ノ門内幕番所右同断

一二ノ丸見分二付為迎左之御罷出

表中ノ御門内江 近江中小姓 五人

式台前江 同給人

同所薄縁之上江 同家臣

同所向之方江

米子組之面々

一下座蓮江左之面々罷出

前田要人 武田又右衛門 小谷十左衛門 北村藤兵衛

一式台鏡板近江為迎罷出志摩義も罷出

近江先立

一八兵衛殿小書院江被通

一御朱印、右同所床江八兵衛殿家來持參申事

一於小書院汁七菜之料理差出之、志摩相伴、引菜、近江致之、通イ近江家來

一引絞、椀盛、餅くわし、向煮、砂糖、吸物、御酒、肴三種

一八兵衛殿家來江於大書院、汁五菜之料理差出之、大坂休大夫相伴、近習、中小

姓へ一汁四菜、其外末々迄外茂出ル

一二九座敷筋り左之通

小書院

御朱印台

掛物龍虎 雪舟筆 簡花生

書院床 伊勢物語筆架硯屏 飛鳥井般筆

次ノ床

掛物七賢ノ図 探幽筆 卓香炉

掛物二幅對 曾我空与筆 置花人

大書院床

掛物二幅對 直信筆 香炉高台

掛物二幅對 曾我空与筆 置花人

式台上ノ問 武器

掛物二幅對 直信筆 香炉高台

式台上ノ問 武器

式台上ノ問 武器

矢籠筋 持弓三肩 矢箱一荷

同次ノ問

弓拾肩 翳拾穗

大筒五挺 長柄百筋

旗竿五本 數鉢武拾筋

大手門、并表門番所共長柄筋置

二三丸ノ門番所鐵炮拾足輕式人相詰

一大手門、并表門番所共長柄筋置

一御城見分、并近江令之要応等相済下城之事

十月六日

一兩御目付中今日五半時之供拵二而、御城江為御見廻登城

一右三付詰人等左之通

一太鼓ノ御門内江罷出 香河飛驒 唯主水

一前田要人 小泉仁兵衛 高坂武兵衛

一武田又右衛門 吉田長三郎 藤井七左衛門

板倉左仲

此面々御式台前栗石江罷出

御家老 御着座

右之面々御式台薄縁江罷出月番之御家老御書院近案内仕ル

一御式台古御書院江年番之御使番、并御目付先立仕ル

一御式台御徒之詰所御徒拾人相詰ル

一御鎗ノ間床 二大筒三挺筋置

一左之詰所二御城番之御馬廻り拾人宛相詰

一御鎗ノ間・御鉄炮ノ間・御弓ノ間・中ノ間

一左之面々四間ニ相詰

一大寄合・組頭・物頭・御使番・寄合組

一旅宅古御城江之先乗、左之兩人相勤

八兵衛殿先乘	平野主馬	又四郎殿先乗	坂田治大夫	御朱印台	二ツ
一両御目付中江於御城謹鈍、吸物・御酒出ル、周防相伴致ス	立花	付書院	二瓶		
一道筋掃除、水田子、等差出候様二相触之	硯	硯屏	忠峯		
大手御門御番人差出候様二高木但見・官脇守衛江申付之	筆	唐銅	子昂		
一南ノ門、中ノ門、北ノ門篤り御道具指出之	筆架	唐銅牛			
一先払之押、并辻固メ足輕差出之	水入	唐銅兜			
一帰宅以後為挨拶御家老、并御用人共罷越	唐墨	六角			
一仮目付共非番令御城江罷出ル	達桶				
一両御目付中、今日之登城之武ハ、当夏到着已後段々之御養心・御馳走被仰付候 御札也、御書院江被通候節 中座ニ面、御家老共江右御札被申上、畢而御書院 江被通候、籠脱出候節、志摩・上鬆、并御用人共挨拶罷出、給仕通イ番也					
一右二付、両御目付中用入兩人、御朱印持罷出、御書院御床二台ヲ直し置也、右 両人江者御右筆部屋二而右同様二被下之、相伴大塙休大夫、通イ御掲除坊主					
(十月廿二日) 一両御目付中、今日於御城御招請被成候二付、九時登城、七時下城 一左之面々先乘仕ル					
一両御目付中、今日於御城御招請被成候二付、九時登城、七時下城					
一左之面々先乘仕ル					
八兵衛殿先乘	又四郎殿先乗	手鑑	毫帖	金地之盆載之	
平野主馬	坂田治大夫	百人一首	公家衆寄合書		
一都面詰人等、去ル六日登城之節之通	小座敷	刀掛白木枊	但付書院下ノ角小屏風ヲ團		
一何茂親斗目麻上下着用	御朱印台	白木枊			
一左之面々御書院江之案内先立仕	刀掛	菊ノモやう			
一御書院御鎧左之通	料紙硯箱				
一御家老老人	御使番老人	白木枊			
三幅對中糞由	書院床				
右屬	左屬				
探幽筆					
(十一月十九日) 一仮目付共非番令御目付江罷出 一両御目付中、御書院江被相通座付御馳走斗出ル					

一御目付中今日為御賜乞九時登城詰人左之通

香河飛驥

唯主水

御旗

三頭

右兩人、太鼓ノ御門内江出ル

御吹貫

壱

前田要人 小泉仁兵衛

御持弓

二張立

武肩

武田又右衛門 吉田長三郎

御持筒

五挺

台共

板倉左仲

御紋付

五本

箱入

(中略)

一武器之見分八不被致候、併御家ニハ御持領之武器有之由、両御目付中招致被致候付、併見被致度旨、并御所持之武器も筋置候者、一覽被致度由、前座大塚休

大夫江被申聞候付、依之左之通鑄置

御書院御床

左鶴

三幅对中布袋

二筆

右龜

御朱印台 式ヲ

薄板

生花

御召之御服卷

一領

一御題目ノ監査問等ノ所金屏風立

紫糸誠

茲稀繩

紅糸誠

一御縁制、御書院床ノ脇江兩御目付中之刀二腰掛、金屏風四、其次今左之通鑄
り

御貝 二羽 御太鼓 二面

御鉦 壱つ

御馬印 壱つ

小馬印

壹つ

大鳥毛

壹つ

但空箱何れも箱ふた取置

天狗筒 壱挺 狹間筒 式挺

御矢根 五重箱入品々、組一重ヲ、ならべ置

数根 一長持品々根入交

同 三張 白ふさ鞆伊達門

同數弓 拾張 鞆八黒塗兩御紋付合共

御鞍・鎧等、上ノ御縁制置余リヲ杉戸ノ際シ

御鞍 式拾三骨 御鏡 拾式足
御轡 拾懸 但御鞍類、中ノ間御縁制引曲り二筋

一中ノ間、御弓ノ間御縁制通り下ノ曲り迄

一四間御縁制御櫓出口御障子隙合
御馬鏡・馬面共 三領

小姓具足 拾領 箱ノ上二筋置

右八ツノ立物、八ツノ縦ニ立置

猩々皮御羽織 六 但広ふた三ツ宛入
御綱 八 三ツ母衣紺懸ケ、二ツハ筵迄

右立物 鹿角・三翫・天突・半月・はれん・錐形・十文字・桔梗形

右八ツノ立物、八ツノ縦ニ立置

真紅厚房押掛 壱領

御鞍 式拾三骨 御鏡 拾式足

御轡 拾懸 但御鞍類、中ノ間御縁制引曲り二筋

御鞍・鎧等、上ノ御縁制置余リヲ杉戸ノ際シ

長筒 武挺 種ヶ鳴 壱挺
但壱相 箱人 同 五挺

【資料2】「御国目付來寛延二巳年被來候節御両國之諸事尋井御答書抜也」(鳥取藩政資料647)

種ヶ鳴 壱挺 箱人 同 五挺

壹箱

三才 拾挺

種ヶ鳴ノ 早合

二箱人

箱箭人式ツ

小筒ノ 早合

箱箭人式ツ

種ヶ鳴百五拾目分拾又マテ入交武箱

小筒玉 武箱 玉火矢 三挺箱共

番小筒

五拾挺

胸乱

五箱人

鐵炮袋 入交長持壱ツ

五百目抱筒 一箱

火縄口薬入等

一御式台中小姓詰所之御縁類櫛形前御式台形戸際迄

足輕具足 拾本 但長持上二筋

數鎗 三拾本 薙斐 一箱

番刀 拾六腰入長持 海府 五挺

山刀大小 九枚 錄 五枚

持楯 三枚 屏風楯 三枚

一両御目付中八時下城

(中略)

分二而御座候

一領分鉄炮數何程有之哉之御尋之事

一因幡国都中铁炮數百百拾四挺

内武百拾壹挺 おとし筒

三挺

獵師筒

〔享和三年〕

御国目付衆寛延二巳年被來候節

御両国之諸事尋井

御答書抜也

亥十月二写之置

〔鳥取城〕

一城付武具・米穀・金銀有之哉と御尋之事

一具足 千武百九拾領

一弓 武百拾五張

一矢 壱万五千五百六拾八本

一矢ノ根 壱万四千三百五拾本

一鎧 六百六拾五本

一鉄炮 千四百四拾五挺

右者因幡鳥取城、享保五年四月

朝日火災之節、武具藏共二

焼失仕、追々申付、當時有之武具之

(中略)

一城本丸廻り何幅何程檜数何程有之哉

附二丸・三丸同断之御事

因幡鳥取城廻り丁数地幅檜数左之通御座候

一本丸廻り武町五拾間

二ノ丸廻り三町四拾間

一堀幅拾六間

一橋数拾四ヶ所

内五ヶ所焼失以後未出来不仕候

一城大字惣廻り六町七間

一城間數幾間有之哉之御尋之事

天守平地堅四拾間・横拾七間・惣廻り壱百拾四間二、渡檜門前平地堅十八間・横拾武間・惣廻り六拾間、右之外一段下り平地堅拾五間・横七間半・惣廻り四拾六間、天守一段下り西方石台九間半・六間半・惣廻り三拾六間、總間數合式百五拾卷間半

天球丸堅五拾四間・横三拾間・惣廻り八拾七間、但東北方山二面御座候、

本丸堅六拾間・横武拾五間・惣廻り百三拾壹間、但北ノ方山二面御座候、

冠木門脇天球丸下空地堅三拾間・横拾四間・二丸堅七拾間・横四拾間・

惣廻り式百武拾武間、

大手惣廻り三百六拾六間、但東北之方山二面御座候、山外廻九百間

本丸廻り四町拾壹間、但し天守、并下之段檜とも、元禄五年申十一月

十一日雷ニ而焼失仕候

天守石台間數拾四間四方

東西之高サ壹丈武尺

西ノ方丈五寸五分

下之段檜跡石台間數

九間半・六間半・高サ八尺五寸三尺共

同所着見檜一ヶ所御座候間數

五間二三間・石垣高サ武丈五尺

同渡檜門壱ヶ所御座候間數

七間二武間半・門柱内法九尺

下段表冠木門焼失仕未出来不仕候

裏冠木門同断

同所表門之内

空地長サ拾八間・横拾武間

右下之段空地長サ拾五間・横七間半

天球丸廻り壱町武拾壹間

但三階之矢倉、渡檜門とも享保五年四月朔日焼失仕、未出来不仕候

二丸廻り武町拾壹間

但菱檜渡門とも、右子ノ年焼失仕、未出来不仕候

菱檜跡石台間數

拾七間・武間武尺

高サ三丈八尺

渡檜跡石台間數

七間半二武間武尺

高サ壹丈武尺

同三階右同断

同所走檜壹ヶ所

右子ノ年焼失仕、已後建申候

間數三間二四間

石垣高サ武丈八尺

下ノ重

八間四方

中ノ重

六間四方

下ノ段

三階惣高サ土台より三棟まで四丈五尺、石垣高サ西北之方三丈壹尺、南東之方七尺

同所北之方登り墀下石垣高サ壹丈八尺

同所渡櫓門右子ノ年焼失後未出来不仕候

石台間數拾間ニ武間 高サ壹丈武尺

同所渡櫓門之下冠木門

右子ノ年焼失後建申候

間数長廿五間 門柱内法壹丈

右冠木門脇天球丸下空地

右折廻り石垣高サ武丈四尺

右同所植巖壹ヶ所子ノ年火事残申候

間數式間梁折廻り七間

一丸廊廻り三町四拾武間 但走櫓壹ヶ所子ノ年焼失後建申候

間數四間梁拾四間 石垣高サ五尺

同所表冠木門

右同断 長廿三間武尺

同所坂ノ下門

右同断 長廿武間半

同所南方石垣高サ壹丈

同所冠木門外渡太鼓御門

右同断式間半梁拾式間 石垣高サ壹丈

渡櫓南ノ門 右同断

石垣高七尺五寸 升形三間五尺

武間半梁五間 門幅三間半

升形外冠木門 右同断

長廿三間

兵庫櫓 右同断

四間梁拾式間・折廻り式間・石垣高六尺五寸

大手渡櫓門 右同断

武間式尺 梁五間 門幅四間

右各石垣高壹丈 升形八間武尺二六間

升形外冠木門 右同断

幅四間 左右石垣高サ壹丈

北ノ冠木門 右同断

門幅三間半 左右石垣高サ壹丈

堀幅三方とも二拾六間

北之門橋式間二武間半 右同断

大手橋幅三間・長拾九間半 右同断

北之門橋式間二武間半 右同断

大手惣廊廻り六町六間 但東北之方山ニ而御座候

山下外惣廊廻り拾五町 但し東北之方山ニ而御座候

右之通ニ御座候

(中略)

一鳥取之城者平山城歟、只ノ山城歟、大手何向ニ而候哉御尋之事

但し米子も右同断

一鳥取之城者、山城ニ而御座候、大手ハ丑より申ニ向申候

一米子之城も同断、大手者寅卯ノ間ニ向申候

右之通御座候

一本丸櫓三ツと相見申候、二ノ丸櫓數五ヶ所と相見申候、弥左様ニ候成と御尋之事

一本丸櫓絵図之通三ツニ而御座候

二ノ丸櫓絵図之通五ツニ而御座候

一天球丸申者如何成謀ニ候哉

但し、此丸者櫓無之候、附り此丸ニ計狭間七ツ有之謀如何、惣而城に狹

間無之二も謀も有之哉と御尋之事

天球丸者、天球院ニ申候而、池田輝政之妹、山崎左馬允家盛之室、夫婦不相

睦、依之別居仕、池田備中守此地を拝領、於是当城を築城、其南地ノ一廓、

天球院居住三重之櫓御座候得共、子ノ年焼失以後出来不仕候、右天球丸ニ矢

狭間七ツ有之謀、惣而城ニ矢狭間無之謀相知不申候

一三重櫓之外者、皆何重にて候哉、此三重櫓者本丸より何之方ニ当り候哉と御尋
事

一城塗國之通、二ノ丸表重櫓御座候得とも、(文書)子ノ焼失以後未出来不仕候、其

外者一重ニ而御座候

一三重櫓者本丸丑より甲ニ向居申候

【鳥取城・米子城】

一当城中江有之候鐵炮玉目委細書出し可申との御事、米子茂同断

【鳥取城中有之分】

一大筒五拾三挺 玉目百目筒より壹貫目筒迄

一種子鶴三拾挺 玉目拾目筒より三拾目筒迄

一番筒十三百六拾四挺 玉目不残四匁三分筒也

合千四百四拾五挺

【米子城中有之分】

一大筒拾三挺 玉目百目より三百目筒迄

一種子鶴式拾四挺 玉目六匁より三拾目筒迄

一番筒五百三拾挺 玉目不残四匁三分筒也

【朱書】(合六百六拾七挺)

【鳥取城】

一当城塗御者御答書二先達に出申候、深サ長サ書出し可申との御事

一堀長サ三町五拾間・深サ大手橋之辺ニて石垣上より水底まで六尺程御座候、

上下ニ而者淺深御座候

一家中所持之弓數ハ候得とも、矢之數無之候

書出し可申との御事

一家中所持之矢之數、左之通御座候

五万五千五百七十七本

【中略】

【米子城】

一米子城塗深サ長サ之事

一堀長サ南の入口より西之入口之破戸迄拾町丈五

尺、其外浅深御座候

【鳥取城】

一鳥取城廻り冠木門間數之事

左之通御座候

一二ノ丸冠木門横六尺五寸

一屋敷玄関前冠木門横七尺五寸

一坂下門横六尺六寸

一大手升形冠木門長サ四間弐尺・横九尺五寸

一南の升形冠木門横八尺五寸

一北の冠木門長サ三間四方・横八尺

一裏判所城南の門河岸通りニ付有之候

一町会所本町堺丁目二有之候

一鳥取町数四拾八町之外之横町拾四町御座候、裏町ハ無御座候

【中略】

【米子城】

一米子城表向者寅ノ方ニ向申候

一同所城廻り冠木門間數左之通り御座候

一本丸表冠木門横丈八寸

一同裏之手冠木門横壹間壹尺

一堂裏冠木門横壹間弐尺弐寸

一二ノ丸表冠木門横六寸

一深浦出口冠木門横五尺四寸

一出丸冠木門横壹尺五寸

一同所二ノ丸建_(主役)左之通ニ御座候

一九百□□坪

一同所大手橋幅式間半	一同所鐵櫓門	同式間半二六間
本丸之内	一同所冠木門	同式間
出丸之内	一同所統門	同式間半二五間
同所	一同所式重櫓	但し石垣高サ式丈式重長
右之通手數式拾壹ヶ所	一同所統多門櫓	とも、式間二式間半
(中略)	一同所統多門櫓	但し石垣高サ式丈式重
一城付武具・米穀・金銀有之哉二御座候御尋之事	一同所統式重櫓	とも二式間二式間半
一胴丸六拾三 但し皮包 一弓 三拾張	一同所統櫓門	但し右通断
一矢千九百五拾本 一矢之根 千九百五拾本	一同所統式重櫓	但し右通断
一鉄炮六百六拾七挺 但し大筒共	一同所統多間櫓	但シ石垣高 角所二面八
右之通手米子城付二面御座候	一同所統多間櫓	式間拾三間
伯耆国米子城付米穀・金銀先規今無御座候	一同所統多間櫓	但シ石垣高サ式丈式重
一城本丸郭廻り四町・堀幅何程・櫓数何程有之哉、御尋之事	一同所統多間櫓	とも二式間二式間半
一天守五重 但し石垣高サ四方とも壹丈九尺	一同所統多間櫓	但シ右通断
下ノ重 拾間二八間 式重目 拾間二八間	一同所統多間櫓	但シ右通断
三ノ重 七間二六間 四重目 三間二式間半	一同所統多間櫓	但シ右通断
五ノ重 三間二式間半	一同所統多間櫓	但シ右通断
惣高サ上棟合土台とも六尺九寸	一同所式重櫓	但シ右通断
一同所四重櫓 但し石垣高サ四方共三丈五尺	一同所式重櫓	但シ右通断
下ノ重 七間武尺二六間 三重目 式間四方	一同所裏冠木門	但シ石垣高三丈五尺二重
式ノ重 右同斷 四重目 右同斷	一同所裏冠木門	とも式間半二三間
惣高サ上棟より土台造五丈五尺	矢倉数 門数	但シ石垣高三丈五尺
一同所冠木門 長サ四間半	六ヶ所	同四間二五間
同所多門櫓 同□問二四間	拾ヶ所	長サ
表冠木 橋門差壹丈三尺南西八山也		
一一重櫓 石垣高サ東方式重之櫓石垣合北之方		
一二重櫓 三間武尺二五間五尺		
一二重多門櫓 三間壹尺二九間半		

一 補櫓門	武間半二六間	北ノ角谷西ノ方まで武百拾六間
一 三ノ丸大手櫓郭廻り拾式町三拾九間半	一三ノ丸大手櫓郭廻り拾式町三拾九間半	物間数合七百五拾九間半
一 大手櫓門	武間半五間半	右之通ニ御座候
一 大手橋	長廿四間	(中略)
一 堀幅 南ノ角令東方十七間、北角三拾間、東南	一侍屋敷何程、并町屋敷何拾町有之哉と御尋之事	
一 補櫓門	武間半二五間	一米子侍屋敷 八拾五軒
一 補櫓門	長廿三間	内拾九軒 明屋敷
一 鈴櫓門	武間二五間	
一 本丸・二ノ丸之間長屋	武間二九間	
一 深浦冠木門	長武間	
一 同所式重櫓	武間二三間	
一 出丸惣郭廻り	武町三拾六間藩	
一 下段東方石垣高九尺		
但し西方壇丈三段、東方壇丈		
一 北方壇丈五尺、西方壇丈武尺		
一 同所冠木門	長三間	
一 二重櫓	三間半二三間	
一 狹矢倉	三間半二三間	
一 狹門數	拾四ヶ所	
一 米子城間數幾間有之哉与御尋之事		
本丸間數		
一 東平四拾三間		
一 西平六拾九間	南平拾四間	
一 二ノ丸間數 東ノ山谷北ノ山際迄押廻し百六間		
一 三ノ丸間數 南ノ方谷東ノ角迄百五拾九間		
東ノ角谷北ノ角迄三百八拾四間半		
城門數拾五御座候		
一大手惣郭廻り六町七間御座候		
一 狹間無御座候、鉄炮狭間何程有之哉との御事		
一 城惣門數、井土藏數、并井戸數何程有之哉との御事		

内

一 横門七ツ

右之内三ツハ未出来不仕候
右之内武ツハ未出来不仕候

一 冠木門八ツ

一 城内土蔵數十三御座候

一同所戸数七ツ御座候

一 城付、城内外指置候、憩鉄造玉目、且又大筒玉目何程ツ、二候哉之事

一 城付鉄炮無御座候

一 城内外左之通番所二差置申候

一 浦富番所 鉄炮三挺 但し玉目四匁三分

一 加路番所 同三挺 同断

一 泊り番所 同三挺 同断

一 赤崎番所 同三挺 同断

一 米子川口番所 同三挺 同断

一 浜日番所 同三挺 同断

一 居城建坪何程有之哉の御事

一 天守、元禄五甲午十二月雷火ニ而焼失仕候

一 一本丸着櫓建坪拾五坪

一 渡櫓門建坪十七坪半

一 右之通焼残り申候、其外建坪當時無御座候

一 一二ノ九、享保五年四月朔日焼失仕候

一 同所三階櫓此建坪六拾四坪

一 同所走り櫓建坪五拾武坪

一 右之分焼失以後立申候、其外建坪當時無御座候

一 三ノ丸無御座候

一 城内住居之屋敷建坪七百拾九坪

一 走り櫓建坪五拾六坪

一 太鼓渡櫓門建坪三拾坪

一 南渡櫓門建坪拾武坪半

一 大手中之渡櫓門建坪拾壹坪余

一 城内侍屋敷五ヶ所明キ地

一 城下役所左之通無御座候

一 勘定所 在役所 裏判所

一 右三ヶ所、壱ヶ所二建、夫々二相分居申候

一 会所壱ヶ所

一 一町会所壱ヶ所

一 一伯州米子二町会所壱ヶ所

一 右之通御座候

一 一足輕弓鉄炮毎年七月見分仕候

一 一家中馬數武百疋御座候

一 右知行三百石合馬所持仕候、四百九拾石まで飼料遣し申候

一 権現様御勅請遷宮慶安三庚寅年九月十六日

一 権現様御官

一 右者鳥取城下

一 御官別當天台宗慈雲院と申、則同所ニ置在候

一 大猷院様

一 繫有院様

一 常惠院様

一 右御位牌慈雲院様江安置御座候、尤御畫屋者無御座候

一 台徳院様

一 文照院様

一 有章院様

一 右御位牌鳥取城下淨土宗慶安寺安置御座候、尤御畫屋ハ無御座候

(後略)

執筆者

【報告1】

鳥取城の蝶紋瓦

坂 田 邦 彦（鳥取市教育委員会文化財課文化財専門員）

【報告2】

寛延二年幕府国目付の來藩と鳥取城・米子城

大 嶋 陽 一（鳥取県立博物館学芸員）

鳥取城調査研究年報
第16号

発行 令和5年(2023)3月31日

編集
鳥取市教育委員会文化財課
〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地
電話(0857)30-8421

印刷
総合印刷出版株式会社
〒680-0022 鳥取県鳥取市西町1丁目215
電話(0857)23-0031
